

川崎市陽光ホーム障害者地域生活体験事業実施要綱

平成 21 年 3 月 31 日
20 川健障計第 1411 号
健康福祉局長 決 裁

(目 的)

第 1 条 川崎市陽光ホーム障害者地域生活体験事業(以下「地域生活体験事業」という。)は、入所施設や精神科病院等から地域生活への移行を希望する障害者等に対し、共同で生活する住居の一時的な体験利用の機会を提供し、もって障害者の地域生活移行を促進することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 地域生活体験事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、陽光ホームの管理運営を受託する法人(以下「受託法人」という。)に委託できるものとする。

(利用対象者)

第 3 条 利用対象者は、原則として、市内に居住する知的障害者又は精神障害者等であって、障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院している者又は在宅で生活している者のうち、地域生活体験事業の利用を希望する者とする。

(利用の制限)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、利用対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託法人は、原則として利用の決定を行わないこととする。

- (1) 利用者が定員に達したとき。
- (2) その他サービスの提供が不相当と認められるとき。

(利用定員)

第 5 条 地域生活体験事業の利用定員は、男女各 1 名とする。

(利用期間)

第 6 条 利用期間は、1 泊以上 30 泊以内であって、利用契約書に規定された期間とする。ただし、再利用を妨げない。

(支援内容)

第 7 条 受託法人は、次の支援を行うものとする。

- (1) 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（以下「条例」という。）
第 22 条の 1 6 第 4 号に規定する支援
- (2) 関係機関との連絡調整等、地域生活体験事業の円滑な利用のために必要な支援
- (3) その他緊急時の対応等、前各号に規定する内容以外の支援

（利用の申請及び決定）

第 8 条 地域生活体験事業の利用については、次の手続きによるものとする。

- (1) 地域生活体験事業の利用を希望する者は、受託法人に申請するものとする。
- (2) 申請を受理した受託法人は、利用者を管轄する各区保健福祉センター、利用者の所属する施設、医療機関、生活支援センターなどの関係機関の意見、及びサービス利用計画などの提供を受け、利用の必要性を判断するものとする。
- (3) 受託法人は、地域生活体験事業を円滑に実施するため関係機関と定期的な連絡調整を行うものとする。

（利用の開始）

第 9 条 受託法人は、前条の規定に基づいて利用の必要性が認められた利用者に対し、利用期間、支援内容を調整の上、利用希望者と利用契約を締結し、支援を開始するものとする。

（利用料等）

第 10 条 地域生活体験事業の利用料は、無料とする。ただし、食事の提供に伴う食料費、個人用の日用品費、その他個人の嗜好品の購入に伴う経費については、利用者の負担とする。

（費用の徴収）

第 11 条 前条ただし書に規定する費用の徴収は、受託法人が行うものとする。

- 2 受託法人は、費用の徴収に伴い、それを適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備するものとする。

（職員配置等）

第 12 条 受託法人は、地域生活体験事業の実施に伴い、次の職員を配置するものとする。

- (1) 第 1 条に規定する目的を達成するため、陽光ホーム事業全体の適正な執行と管理を行うため管理者を配置する。
- (2) 第 7 条に規定する支援内容を円滑に行うため、地域生活体験事業支援員を男女各 1 名以上配置する。

- (3) 地域生活体験事業支援員は、受託法人と雇用契約を締結した者であつて、障害者福祉の増進に熱意があり、適切に援助する能力を有する者とする。
- (4) 夜間の適切な支援を行うため、条例第 22 条の 1 6 第 1 号及び第 2 号に規定する事業と一体的な職員体制を確保する。

(秘密の保持等)

第 13 条 受託法人の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。なお、退職した後も同様とする。

(苦情解決)

第 14 条 受託法人は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するための体制を整えるものとする。

(報告等)

第 15 条 川崎市は、地域生活体験事業について、必要に応じて受託法人に調査や報告等を求めることができるものとする。

- 2 前項による調査や報告の結果を受け、川崎市は受託法人に助言指導を行うことができるものとする。

(変更及び廃止)

第 16 条 受託法人は、地域生活体験事業を変更又は廃止しようとする場合、事前に川崎市と協議を行わなければならない。

(委託の取消等)

第 17 条 川崎市は、受託法人が地域生活体験事業に関し不当に営利を図り、若しくは入居者の支援につき不当な行為をしたときは、地域生活体験事業の運営を制限し、又はその委託を取消することができる。

(帳簿及び書類の整備)

第 18 条 受託法人は、地域生活体験事業に関する帳簿を整備しなければならない。

- 2 受託法人は、サービスの利用状況等地域生活体験事業の実施に伴う書類を整備しなければならない。
- 3 受託法人は、前 2 項の帳簿及び書類を 5 年間保存するものとする。

(費用の支弁)

第 19 条 地域生活体験事業に要する費用については、川崎市が支弁する。

(委 任)

第 20 条 この要綱に定めのない事項については、別に健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。